

条件不利地域の現状と再生への課題—日本とルーマニア・スエーデンの比較研究—

大野 晃（報告責任者）、吉沢 四郎、中道 仁美

昨年、8月3日から9月10日までのおよそ40日程われわれは、2002年にEU加盟国を目指しているルーマニアと1995年にEUに加盟したスエーデンの条件不利地域の調査を実施した。この調査で、EUの条件不利地域対策として実施されている所得の直接支払制度は、人口の二極分化がもたらす地域間格差の問題を抜きに語ることができない点を確認することができた。

わが国では、EUに大きく遅ながらも本年4月日本の直接支払制度がスタートし、これによって条件不利地域の地域再生を図ろうとしている。

報告では、日本とルーマニア及びスエーデンの調査事例を比較検討し、条件不利地域再生への具体的課題を明らかにする。

[調査事例Ⅰ] 高知県大豊町

傾斜地に85の集落が点在している高知県の大豊町（人口6618人、戸数2917戸、高齢化率44.2%、林野率86%）は、田畠の耕作放棄地の増大と山林の放置林化が進み、町単独事業として棚田保全条例をつくり、町民総意で棚田を保全していくための支援制度を創設し、これが本年実施の運びとなった農業の直接支払制度を誘導する役割を果たした。

いま、大豊町の直接支払制度の実施状況をみれば、85集落中、直接支払の対象となる集落協定を結んだ集落が42集落、高齢化や飛地などで1haの団地化ができず集落協定がまとまらなかつた集落が33集落、残り10集落はすべて限界集落で対象外の集落である。

大豊町では、国の支払金額が少額で条件不利地域再生に大きな期待が寄せられず、加えて、この制度の導入で集落間格差が拡大するため対象外集落等に対し町単独の支援策を検討している。

[調査事例Ⅱ] ルーマニア北部山村（ヤコベニ村とシャンツ村）

スチャバ県のヤコベニ村（人口4397人、戸数1574戸、林野率53.9%、耕地率25.3%）は4つの集落からなっており、村の産業はマンガン鉱業と農業および林業である。

農業は畜産を主体とした家族農業が営まれており、農家の平均耕地面積は1～1.5haで、そのほとんどが牧草地である。家畜は牛3頭、豚2頭が農家の平均頭数である。

私有林30%、国有林70%のこの村の林業は林業事務所を中心に管理されている。伐採量は1ha当たり私有林で年間8m³、国有林で3m³に制限されている。成長量による伐採管理の徹底化は持続的な森林資源の確保と環境保全の観点から大いに評価すべき点である。

[調査事例Ⅲ] スエーデン中北部山村（クロコムコミューンとオーレコミューン）

若い女性を中心に大都市や海外への人口流出が続いているクロコムコミューン（人口14279人、林野率66.3%、耕地率12.2%）では“公共サービスの家”的多面的活用と地域住民の自主的、主体的管理によって地域の活性化を図っている。

また、オーレコミューン（人口9839人、林野率55.8%、耕地率6.8%）のなかで、われわれが調査に入ったフーソー村（人口140人、戸数40戸）の農家（放牧地49ha、乳牛7頭、仔牛5頭）では、EUから生態的助成や景観保全的助成などを受けており、その助成額は全所得の20～25%を占めている。助成金はすべて農家の口座に直接振込まれている。フーソー村の酪農が維持されるためにはEU助成が必須のものとなっている。

以上の調査事例をふまえて条件不利地域再生への課題として以下の三点を挙げておく。

1. 自分たちの地域を自分たちの手で再生していく住民の主体形成の重要性。
2. 条件不利地域の住民がそこで生活していく様なわが国の直接支払制度の再検討。
3. わが国の林業における条件不利地域対策の早期創設。